

「野鳥園臨港緑地干潟・湿地環境保全事業委託」

アドバイザーボード開催要綱

(目的)

第1条 野鳥園臨港緑地の干潟・湿地の環境を保全し、貴重な環境学習の場として、市民が利用できる施設の実現に向けて、「野鳥園臨港緑地干潟・湿地環境保全事業委託」の事業計画及び事業報告等の分析・検証等について、外部の有識者の意見を聴くため、「野鳥園臨港緑地干潟・湿地環境保全事業委託」アドバイザーボード（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 会議の委員は、前条に掲げる事項に関する学識経験等を有する者のうちから市長が委嘱する。

(座長)

第3条 会議の座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(開催期間)

第4条 開催期間は、平成26年12月19日から平成31年3月31日までとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営及び審議等に必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。